

産業・科学革新人材事業（INSIGHT）よくあるご質問（FAQ）

令和8年6月1日初版
令和8年6月11日第2版

公開番号	項目	質問	回答	作成・更新日
1	応募要件	(応募単位) センターや部局単位で応募することは可能か。	実施大学と連携機関は、機関としての応募が必須となります。参画機関についても、大学や企業等の機関としての参画が望ましいですが、実施大学の「研究開発・人材育成計画」及び「プロジェクト実施計画」の実行に際し、「公募の対象となる5つの取組」のいずれかの推進に参画する機関であることを前提として、構成組織単位での参画も可能です。	2026/6/1
2	応募要件	(複数の提案) 提案大学（実施大学）となる大学が別の大学の申請において連携機関となることは可能か。	提案大学（実施大学）となる大学は別の複数の提案の連携機関となることは可能です。ただし、複数の提案において同一のプロジェクト内容を申請することはできません。	2026/6/1
3	応募要件	(国立大学法人としての応募) 本事業の支援対象（実施大学）は、国公立大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校である大学をいう)となっているが、国立大学法人などの法人として応募は可能か。	大学としての応募を想定しております。法人としての応募が必要な場合はJST事務局へご相談ください。	2026/6/1
4	応募要件	(大学共同利用機関法人としての応募) 大学共同利用機関法人については、法人としてではなく、大学共同利用機関として応募すべきか。	大学共同利用機関は代表として申請できませんが、連携機関や参画機関として、実施大学における計画に参画することは可能です。	2026/6/1
5	応募要件	(海外機関の参加) 海外大学や海外企業は本事業に参加できるか。	JSTと委託研究契約を締結しない参画機関として参加可能です。	2026/6/1
6	応募要件	(連携機関の要件) 連携機関の要件として「ウ）公益法人等の公的性格を有する機関であって、JSTが認めるもの」と記載されているが、具体的にはどういうことか。	連携機関がJSTと委託研究契約を締結するにあたって、契約締結前および契約期間中に事務管理体制および財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。「公的性格を有する機関」としてJSTと委託研究契約を締結できるかどうかは、その過程で判断されます。調査・確認の結果、必要と認められた機関についてはJSTが指定する支払方法となるほか、委託契約を見合わせる場合や、契約期間中であっても、委託研究費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。また、公募要領5.3「e-Radを利用した応募方法」にあり、実施大学と同様に、申請にあたってe-Radへの事前登録が必要ですので、ご注意ください。	2026/6/11
7	実施体制	(プロジェクト統括) 公募要領P.22「プロジェクト統括は、実施大学の経営に関与する役員等に相当する者であること」について、プロジェクト実施計画全体を統括する権限・能力を有する者であれば、非役員である副学長を充てることとして良いか。	公募要領における「役員等に相当する者」とは、必ずしも理事等の役員に限定されるものではなく、大学経営に実質的に関与し、プロジェクト全体を統括する権限・責任を有する者を指します。このため、副学長であっても当該条件を満たす場合にはプロジェクト統括として位置付けることは可能です。	2026/6/11
8	実施体制	(プロジェクトマネージャー) 複数の研究開発テーマのプロジェクトマネージャーと組織改革のプロジェクトマネージャーを全て同一人物が担当することは可能か。	本事業で求められるプロジェクトマネージャー（PM）の役割（公募要領p.23）を各研究開発テーマ等において遂行できる場合は、同一人物が複数の研究開発テーマ等のPMを担うことに差し支えはありません。ただし、各研究開発テーマ等におけるPMとしての役割を担うことができるよう、十分な権限とエフォートを付与するようにしてください。	2026/6/1
9	実施体制	(プロジェクトマネージャーと研究開発リーダーの兼任) 研究開発テーマのプロジェクトマネージャーが研究開発リーダーを兼任することは可能か。	プロジェクトマネージャー（PM）には、本事業において自ら研究開発を行う者を配置することはできません。また、PMの役割に関しては、公募要領2.6.2※1の記載についてもお留意ください。	2026/6/11
10	実施体制	(教育開発リーダー) 「プロジェクトマネージャー」や、各研究開発課題に「研究開発リーダー」を置くことが必須要件とされているが、「教育開発リーダー」は必須か。	「教育開発リーダー」は、公募要領上の必須要件とはされていません。各機関の実情や構想に応じて最適な体制としてください。	2026/6/11
11	実施体制	(横断的チーム) 特定の研究開発テーマに属するのではなく、プロジェクト全体（複数の研究開発テーマ等）を横断して支援する専門組織を位置付けることは可能か。	各研究開発テーマを横断するようなチームを含め、各機関の実情や構想に応じて柔軟に設計いただくことが可能です。	2026/6/11

12	実施体制	(大学子会社への業務委託) 取組⑤について、<取組内容例・イメージ>に「成果活用促進事業者を含めた産学連携推進体制等」とあるが、大学子会社に当該部分の業務を委託することが可能か。その際、申請前にJSTに相談することが必要か。	大学子会社に業務を委託する計画がある場合は、提案書様式4の「3特記事項」に、当該機関の名称、役割、実施内容等の具体的な内容について記載してください。申請前のJSTへの相談は不要です。	2026/6/11
13	「研究開発・人材育成計画」 「プロジェクト実施計画」	(医療分野) 提案書における研究領域・分野について、分野横断型の申請の中に一部医療分野が入っている場合は応募対象外となるか。	公募要領に示す研究領域・分野の中から、研究領域・分野を1つ以上設定する際に、医療分野のみに限定した研究領域・分野でなければ、応募対象となります。	2026/6/11
14	「研究開発・人材育成計画」 「プロジェクト実施計画」	(5つの取組) 研究開発テーマが複数ある場合は、各テーマにおいて、「公募要領2.1 公募の対象となる5つの取組」を全て行う必要があるか。もしくは、申請全体で「公募要領2.1公募の対象となる5つの取組」の全てを行えばよいのか。	「公募要領2.1公募の対象となる5つの取組」については、実施大学及び、(連携機関がある場合は)各連携機関の単位で実施いただくものであり、研究開発テーマ毎に共同研究先となる機関が異なることから、研究開発テーマ毎に①②③の全ての取組を実施する計画を策定する必要があります(なお、研究開発課題毎に①②③の全ての取組を実施する必要はありません)。そのうえで、参画機関については、これら取組の全部あるいは一部に参画することが想定されます。	2026/6/11
15	「研究開発・人材育成計画」 「プロジェクト実施計画」	(他事業との連携) 公募要領に、「国際卓越研究大学制度」や「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業(J-PEAKS)」で支援されている場合については、それぞれで検討・実施している大学のビジョンと、本事業で策定する「研究開発・人材育成計画」(及び「プロジェクト実施計画」)が連動する形で、各大学の成長に必要な事業を適切に整理して活用することを求める、とあるが、どのように解釈したらよいか。	大学として既に採択・推進されているJ-PEAKS等の他事業と、本事業において策定・実施する計画との関係について、研究領域・分野の異同にかかわらず、大学全体の中長期ビジョンの観点から、各事業の役割が総合的に整理され、連携・相乗効果がある場合には、それを明確に説明していること等を求める記載です。 なお、「研究開発・人材育成計画」は他事業も含めた大学全体の総合的・体系的な取組を記載いただきますが、「プロジェクト実施計画」はそのうち本事業で実施する分を記載し、他事業との重複がないように留意ください。	2026/6/1
16	「研究開発・人材育成計画」 「プロジェクト実施計画」	(既存の組織・体制) 公募要領2.1<対象となる取組>①～⑤の5つの取組の全てを実施する提案とあるが、特に④について、新しく組織や体制を構築しなければならないか。既存の組織や体制でも良いか。	必ずしも新しく組織や体制を構築する必要はありません。課題を抽出し、現行組織の再編による効率化なども含め、産学協働を推進・強化するための最適な取り組みを期待します。	2026/6/1
17	「研究開発・人材育成計画」 「プロジェクト実施計画」	(既存の共同研究) 既存の共同研究を、本事業における申請内容の一部として提案することは可能か。	既存の共同研究について、内容や体制を本事業の趣旨(産学協働による研究開発・人材育成、人材流動の促進、企業から大学への投資拡大等)に沿って再整理した上で、本事業の枠組みの中に位置付けることは可能ですが、単なる既存事業の置き換えや付け替えではなく、本事業としての新規性・発展性等(体制強化、人材流動の拡大、より高い研究開発目標の設定、自走化に向けた企業から大学への投資拡大等)を明確にし、他の競争的資金等との不合理な重複が生じていないことなどにご留意ください。	2026/6/1
18	「研究開発・人材育成計画」 「プロジェクト実施計画」	(連携機関の5つの取組) 連携機関も公募要領2.1<公募の対象となる5つの取組>について、①～⑤の全ての取組が必要とのことだが、①～⑤は大学を念頭に記載されているため、以下について確認したい。 1)実施大学の①～⑤に貢献すればよいのか、それとも、①～⑤に記載のある「大学」を、例えば「高等専門学校等」と読み替えて、実施すればよいのか。 2)大学以外(例えば高等専門学校や公設試験研究機関)が連携機関として参加することが、実施大学の不利益にならないか。	1)連携機関においても、①～⑤の全ての取組について、「大学」を例えば「高等専門学校等」と読み替えて、例示に類する取組を実施してください。 2)大学以外が連携機関として参画すること自体をもって、実施大学が審査上不利に扱われることはありません。実施大学の「研究開発・人材育成計画」及び「プロジェクト実施計画」の実行に際し、役割や貢献内容が明確で、事業の実効性を高める連携となっているかが重要です。	2026/6/1
19	「研究開発・人材育成計画」 「プロジェクト実施計画」	(大学院生と学部生) 大学院(特に博士課程)中心の想定か。学部学生主体の取組でも評価対象になるか。	本事業では、公募要領2.1の5つの取組をすべて実施することが求められ、その内③は、大学院生および学部学生を対象とする実践的・実務的な教育プログラムとなっており、学部学生を対象とした取組も想定されます。ただし、5つの取組のうち①②の実施が特に重要であるため、研究者・技術者が主体と考えております。	2026/6/1

20	人材流動・クロスアポイントメント	(クロスアポイントメントの運用イメージ) 本事業において想定されているクロスアポイントメントの標準的な運用イメージを知りたい。	本事業におけるクロスアポイントメントの標準的な運用イメージは、以下の資料の「『産業・科学革新人材事業』の取組のイメージ」をご参照ください。 公募説明会 事業趣旨説明資料 p.13~14 https://www.jst.go.jp/program/insight/file/insight_overview01.pdf	2026/6/1
21	人材流動・クロスアポイントメント	(大学・企業等の双方による雇用) 大学・企業等の双方による雇用とあるが、クロスアポイントメントでなく出向でも良いか。	エフォート分以上の件費を相手方機関が負担すること及び人事制度・労務管理としてそれが担保されていることを満たせれば、出向、兼業などを含みます。	2026/6/1
22	人材流動・クロスアポイントメント	(クロスアポイントメントの雇用契約) クロスアポイントメントに際して、企業側での雇用契約をせず、企業分のクロスアポイントメント件費相当額を企業から大学に配分し、雇用は大学のみで実施する運用は可能か。	クロスアポイントメント制度とは、研究者等が大学、公的研究機関、企業の中で、二つ以上の機関に雇用されつつ、一定のエフォート管理の下で、それぞれの機関における役割に応じて研究・開発及び教育に従事することを可能にする制度です。 【参考】クロスアポイントメント制度について（経済産業省） https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/cross_appointment.html プロジェクトの実施体制には、研究開発課題ごとに、参画機関の企業とのクロスアポイントメント制度等により、大学・企業等の双方で雇用する研究者・技術者を含むことを必須条件としております。また、公募の対象となる5つの取組①では、「双方による雇用の実現」を求めていることにご留意ください。	2026/6/11
23	人材流動・クロスアポイントメント	(大学・企業等間での双方向性) 大学・企業等の双方による雇用とあるが、特定の企業等から大学へ、大学から特定の企業等へ、双方向の雇用の必要があるか。	提案時においては、どちらか一方のみで構いませんが、プロジェクト全体としては、支援期間中に双方向を実現する計画を提案してください。	2026/6/1
24	人材流動・クロスアポイントメント	(教育を主とする取組) 大学の教員が企業に行くケースとして想定しているのは、企業の研究所で研究に従事し技術開発を実施することで双方の人材育成に資するものであって、企業に赴き講義・講演等による教育を主とするものは想定していないという理解でよいか。	公募要領2.1の5つの取組の内の②先端技術分野に携わる新たな研究者・技術者等の育成・確保（質的・量的規模の拡大）に、企業での講義・講演等による教育も含めることもできますが、本事業は、先端技術分野における研究開発を通じて人材育成を実施する事業であることから、公募要領2.1の5つの取組をすべて（特に①大学・企業等による産学協働の研究開発等を通じた人的交流・人材流動の促進（双方による雇用の実現））実施することが求められます。	2026/6/1
25	人材流動・クロスアポイントメント	(インターンシップ) 大学のRA等で雇用した学生を、参画企業へ派遣し、参画企業ではインターンシップの形で雇用する場合、「大学・企業等の双方による雇用」に含まれるか。	大学のRA等で雇用した学生が、参画企業で雇用契約を結び有給のインターンシップを行う場合も、「大学・企業等の双方による雇用」に含まれます。ただし、本事業は、先端技術分野における研究開発を通じて人材育成を実施する事業であることから、このようなインターンシップだけで、公募要領2.1の5つの取組の①の要件を満たしたことにはなりません。	2026/6/1
26	人材流動・クロスアポイントメント	(クロスアポイントメントの対象範囲) 研究課題ごとにクロスアポイントメントを必ず行う必要があるか。それともプロジェクトとして全体で（複数の研究課題のうちで1つでも）行われれば良いか。	本事業では、公募要領3.1において、研究開発課題ごとに企業との連携体制を構築し、双方雇用の実現を図ることが求められています。なお、上記No.21のとおり、クロスアポイントメントに限定するものではありません。	2026/6/11
27	人材流動・クロスアポイントメント	(クロスアポイントメント先の機関) 大学からのクロスアポイントメント先は民間企業限定か。それとも国研、自治体へのクロスアポイントメントも可能か。	民間企業に限定されません。本事業では、産学協働を中核としていますが、国立研究開発法人、公設試験研究機関、自治体等の参画機関とのクロスアポイントメントについても、当該研究開発・人材育成の実施に資する場合には可能と考えられます。ただし、公募要領2.6.2において「プロジェクトの実施体制には、参画機関の企業とのクロスアポイントメント制度等により、大学・企業等の双方で雇用する研究者・技術者を含む単一又は複数の研究開発課題を設定」とあるとおり、大学と企業との間での研究者・技術者の「双方による雇用」は必須となります。	2026/6/11
28	人材流動・クロスアポイントメント	(クロスアポイントメント対象者) クロスアポイントメントの対象者は研究者のみを想定しているか。事務職員やURAも可能か。	クロスアポイントメントの対象は研究者に限定されず、URA・技術職員・事務職員なども可能ですが、本事業は先端技術分野における研究開発を通じて人材育成を実施する事業であることに留意して、研究者・技術者を含めた、各大学の実情や構想に応じた設計を求めます。	2026/6/11

29	人材流動・クロスアポイントメント	(対象者の勤務場所) 大学教員が企業現地へ常駐する形態が必要か。例えば、基本勤務地は大学で、企業業務も大学で行うような形態は可能か。	大学・企業等による産学協働の研究開発等を通じた人的交流・人材流動を促進するという本事業の趣旨を踏まえた上で、各大学の実情や構想に応じた設計を求めます。	2026/6/11
30	人材流動・クロスアポイントメント	(対象者の変更・ローテーション) クロスアポイントメント対象者について、年度途中または数年単位で変更することや、複数人によるローテーション形式で運用することは可能か。	全実施期間中、同一人物が継続してクロスアポイントメント等に従事することを求めるものではありませんが、本事業の趣旨や機関の実態を踏まえた上で、産学協働が実効的に機能する実行可能性の高い制度設計としてください。	2026/6/1
31	企業連携・コミットメント	(申請段階での合意レベル) 企業との連携にあたって、研究開発テーマやクロスアポイントメント制度は、申請段階でどこまで具体的な内容や合意が求められるのか。	申請時点において、すべての参画企業について、具体的な研究テーマや契約条件等が確定している必要はなく、また事業開始初年度からの双方での雇用ができない場合でも支援は開始します。 ただし、2年度目以降については、企業から大学への投資拡大に向けたコミットメント（共同研究契約の締結、クロスアポイントメント協定の締結、それによる適切な給与増の実現、その他採択時に提示した条件等）が確認でき次第、当該研究開発課題に対して資金配分を認めます。 なお、選考の際には、公募要領2.10選考の観点にあるd.遂行能力についても評価されることとなります。	2026/6/1
32	企業連携・コミットメント	(コミットメントの数値目標・必須条件) 企業に求められるコミットメントの数値目標や下限・必須条件は何か。	具体的な数値目標や下限は設定していませんが、必須条件としては、プロジェクトの実施体制に、参画機関の企業とのクロスアポイントメント制度等により、大学・企業等の双方で雇用する研究者・技術者を含む単一又は複数の研究開発課題を設定してください。 また、4年度目以降、支援終了後の自走に向けて民間資金の割合を漸増かつ国費支援額を漸減させた予算計画にしてください。	2026/6/1
33	企業連携・コミットメント	(実施内容の変更・拡張) 採択後に企業側との詳細協議を進める中で、実施内容が一定程度変更となったり、参画企業や領域・分野、研究開発テーマを拡張する可能性があるが、問題ないか。	公募要領3.1にあるとおり、採択後、プロジェクト統括は支援期間全体（令和8～13年度）を通じた全体計画書と、年度ごとの年次計画書を作成します。計画書には、予算執行計画や体制が含まれます。全体計画書は毎年度見直し、年次計画書は年度ごとに作成し、プログラムオフィサー（PO）の承認を経て決定します。企業側の事業や研究開発戦略の変化に応じて、研究内容、実施体制、人材交流の在り方や年度ごとの実施計画・予算配分等について、合理的な理由に基づく変更であり、かつ事業の目的・基本方針や申請時の方向性を損なわない範囲であれば、年度途中でプログラムオフィサー（PO）による承認を得た上で見直すことが可能です。したがって、一定の柔軟性を持たせた計画として申請いただくこと自体は問題ありませんが、変更が想定される事項、その見直しの考え方やプロセスについて、あらかじめ合理的に整理して示してください。	2026/6/1
34	企業連携・コミットメント	(民間投資額として整理可能な範囲) 大学へ入金される資金のうち、「民間投資」および「民間投資額」として整理可能な範囲について、共同研究費のみに限らず、施設利用料、ラボ入居料も含めて整理可能か。 また、企業側が直接負担している企業研究者人件費、大学教員のクロスアポイントメント分人件費、設備持込等について「民間投資」および「民間投資額」として整理可能か。 仮に上記のような整理が可能な場合、その根拠資料として、どの程度の整理・証憑が必要となるか。	大学へ入金される資金のうち、「民間投資」および「民間投資額」として整理可能な範囲について、公募要領2.7の「外部リソース」の定義にあるとおり、本事業における民間投資は、大学への資金拠出に加え、人的・物的投資も含めて整理可能です。 ご提示いただいた、施設利用料、ラボ入居料も「民間投資」および「民間投資額」に含まれます。企業研究者人件費、大学教員のクロスアポイントメント分人件費、設備持込等についても、上記と同様の考えに基づき、「民間投資」および「民間投資額」として整理可能です。ただし、企業の通常業務の延長ではなく、本事業のプロジェクトとの直接的な関係があることにご留意ください。 また、上記の根拠資料として、提案時点では概算でも問題ありませんが、金額換算が合理的に説明可能であることが必要です。採択後は実績に基づく説明が必要となります。	2026/6/11
35	予算	(支援額の段階的縮減) 公募要領において、「令和11年度以降は、予算の状況及び令和10年度中に実施予定の中間評価の結果を踏まえ、継続可否の判断及び支援額の査定を行う」とともに、「令和11年度以降は支援額を段階的に縮減し、令和14年度以降の自走化につなげる」旨が示されている。 支援額の段階的縮減について、一定の標準的な縮減割合やスケジュールが想定されているのか、それとも中間評価結果や各提案内容に応じて個別に判断されるものか。	本事業における支援額の縮減については、現状では、一律の縮減割合や固定的なスケジュールは設定していません。公募要領にある「段階的縮減」は、国費依存からの脱却、自立的な運営（自走化）への移行を目的とした基本的な方向性を示したものであり、具体的な縮減幅・ペースは、各プロジェクトの進捗状況、民間資金の導入状況、体制整備・制度改革の進展等を踏まえ、中間評価の結果および個々の提案内容に応じて個別に判断されることが想定されます。	2026/6/1

36	予算	(令和11年度以降の見通し) 支援期間6年、基金措置3年とあるが、4年目以降の見通しはどのような状況か。	本事業は、令和7年度補正予算で措置された総額270億円（令和8～10年度）の基金（創発的研究推進基金の一部）を活用して実施します。本事業の支援期間は6カ年（令和8年～13年度）ですが、令和11年度以降は、予算措置の状況や各機関における取組状況等を踏まえて決定します。	2026/6/1
37	予算	(申請額の区分) 申請額の3億円と5億円の違いは何か。5億円で申請して、3億円に査定されることはあるか。	大学の事業規模や実績・計画により、必要額に差が生じうることから、申請額の区分を設けています。公募要領2.10の選考の観点に違いはありません。また、採択候補提案に関し、提案者とJSTとの間で採択条件の調整を行うことがあり、申請額の査定も想定されます。	2026/6/1
38	予算	(年度ごとの費用の変動) 大学・企業の双方による雇用のための制度調整に時間がかかる可能性があり、年度ごとの費用の執行が変動する懸念がある。例えば、初年度2億円、2年度目5億円、3年度目8億円といった運用が可能か。	3年度目（令和8～10年度）までの年度配分については、3年度分のプロジェクト費（直接経費）総額を類型Ⅰ：15億円、類型Ⅱ：9億円として、各年度の柔軟な予算計画を可能とします。4年度目以降は、支援終了後の自走に向けて民間資金の割合を漸増かつ国費支援額を漸減させた予算計画にしてください。	2026/6/1
39	予算	(プロジェクトを横断する支援組織の費用計上) 特定の研究開発テーマに属するのではなく、プロジェクト全体（複数の研究開発テーマ等）を横断して支援する専門組織の件費・活動経費について、「(A)研究開発経費」と「(B)プロジェクト推進経費」のどちらに計上すれば良いか。	基本的には、個別の研究課題に関わる業務（公募要領2.1①②③の取組）の経費は「(A)研究開発経費」、本事業に横断的に関わる業務（公募要領2.1③④の取組）の経費は「(B)プロジェクト推進経費」に整理して計上してください。その際、整理が難しい場合は、全学的な取組であることを踏まえ、研究開発マネジメント人材と同様に「(B)プロジェクト推進経費」に計上してください。なお、「(B)プロジェクト推進経費」について、当該年度のプロジェクト費（直接経費）総額の10%程度はあくまで目安であるため、10%を超えることは可能ですが、本事業は先端技術分野における「研究開発と人材育成を一体的に実施する」事業であることから、5つの取組のうち①②が主となることを踏まえて、適切に費用を計上してください。	2026/6/11
40	予算	(人件費割合・プロジェクト推進経費割合) 人件費割合（50%）およびプロジェクト推進経費割合（10%）は年度ごとの遵守が必須か。 支援期間全体で割合を満たしていれば、年度ごとで弾力的な予算計画は許容されるか。	原則、当該年度の予算割合を目安として積算してください。人件費割合については、2～5年度目の各年度のプロジェクト費（直接経費）総額の50%以上となることを目安に、プロジェクト推進経費については、各年度のプロジェクト費（直接経費）総額の10%程度を目安に計上してください。なお、大型装置の購入等、特定の年度の支出が増える場合は、下段のFAQをご参照ください。	2026/6/1
41	予算	(予算の前倒し時の人件費・プロジェクト推進経費割合) 大型装置を購入するため、予算を前倒ししたい。この場合、人件費割合およびプロジェクト推進経費割合の基準として、大型装置購入費を含めた当該年度の直接経費総額全体ではなく、通常年度分を基準として計上できるか。	大型装置の購入等、特定の年度の支出が増える場合、単年度ではなく、3年度分（令和8～10年度）のプロジェクト費（直接経費）総額の50%以上を人件費、10%程度をプロジェクト推進経費とすることを認めます。なお、特定の年度の支出が増える場合でも、本事業の目的に照らし、継続的な人的交流・人材流動の促進（双方による雇用の実現）を図ることができるよう、必要な人件費の計上にご留意ください。	2026/6/1
42	予算	(人件費・謝金) 以下をプロジェクト費（直接経費）から支出可能か。 1) 企業側が実施大学（または連携機関）側とクロスアポイントメントをする場合の、実施大学（または連携機関）側エフォート分の人件費 2) 実施大学（または連携機関）側が企業とクロスアポイントメントをする場合の、企業側エフォート分の人件費 3) 企業にクロスアポイントメントする実施大学（または連携機関）に雇用されている研究者等に対する、インセンティブに相当する給与上乗せ分 4) 企業研究者が実施大学（または連携機関）の寄附講座等の講師として招かれる場合の謝金 5) 実施大学（または連携機関）でクロスアポイントメント等を行う研究者等の代替教員・TAの人件費 6) 運営費交付金や私学助成金等で人件費が支出されている実施大学（または連携機関）の研究者が本事業に従事するエフォート分の人件費	1) 支出可 2) 支出対象外（企業側が応分の人件費を負担することを想定） 3) 支出可 4) 支出可 5) 支出可 6) プロジェクト統括及び連携プロジェクト統括は支出対象外。 他研究者は、下記要件を全て満たす場合に支出可。 ・本事業特有の業務に従事すること。 ・研究計画上の研究参加者として登録すること。 ・適切にエフォート管理を実施すること。 (客観的に説明可能な証拠書類を整備する) ※なお、上記要件に加えて、機関には以下の対応も求めます。 ・事業終了後も含め、当人が不利益とならないように所属機関の責任を明確にすること。 ・所属機関と当人の間で調整の上、了承を得ていること。 ・確保した基盤的経費の財源を、機関の人事給与マネジメント改革や産業界からの投資拡大に向けた取組など、当該事業に資する取組に適切に執行できる体制・制度が構築されており、機関内において予め活用方針が策定・周知されていること。	2026/6/1

43	予算	(人件費の支払い方法) 企業からのクロスアポイントメント研究者(企業→大学)に係る大学エフォート分の人件費については、クロスアポイントメントの実務処理上、当該人件費相当額を大学から企業に支払うことになるが、当該人件費相当額についてはプロジェクト費として支出可能か。	企業からのクロスアポイントメント研究者(企業→大学)に係る大学エフォート分の人件費の支払い方法の取り決めはありません。最適な方法で支払ってください。	2026/6/11
44	予算	(研究奨励金・奨学金) プロジェクトに参加する学生や大学院生への研究奨励金・奨学金はプロジェクト費(直接経費)から支出可能か。	本事業では、プロジェクトに参加する学生や大学院生への、雇用関係や労務対価を伴わない奨励金・給付型支援は直接経費としての位置付けが難しく、主にRA等としての雇用による、業務内容・エフォートと対応した人件費の支出を想定しています。	2026/6/1
45	予算	(博士前期課程学生のRA雇用経費) 人件費の例として、博士後期課程学生のRA雇用経費が挙げられているが、博士前期課程学生は対象外か。	本事業に従事する博士前期課程学生のRA雇用経費は、プロジェクト費(直接経費)での支出が可能です。	2026/6/1
46	予算	(共同研究スペース) 参画機関の企業との共同研究にあたりスペースが必要な場合、当該スペースに係る費用をプロジェクト費(直接経費)から支出可能か。	プロジェクト実施に直接必要であり、専ら使用される研究実施場所については、実施大学(または連携機関)においてプロジェクト費(直接経費)から借上経費の計上が可能です。実施大学(または連携機関)は、研究実施場所の必要性や借上経費の妥当性について適切に判断の上、計上してください。また、使用料の算出にあたっては、利用規則等の規程に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行ってください。	2026/6/1
47	予算	(参画機関の構成員の旅費) 参画機関の構成員の旅費はプロジェクト費(直接経費)から支出可能か。	実施大学または連携機関における取組を参画機関を含む外部機関が連携して実施する場合には、交通費や謝金を支給することは可能です。	2026/6/1
48	予算	(再委託) 外部企業等への外注や再委託は可能か。	研究開発要素が含まれる再委託は、原則禁止です。研究開発要素を含まない検査業務等の請負業務については、実施計画書に基づくものであることを前提に可能です。	2026/6/1
49	提案書	(連携機関の記載事項) 「研究開発・人材育成計画」は実施大学だけが策定すればよく、連携機関は不要でよい。また、提案書の様式2-1「「研究開発・人材育成計画」の全体構成図」及び様式2-2「「プロジェクト実施計画」の概要」について、連携機関の記載は不要か。	「研究開発・人材育成計画」自体は、実施大学のみ作成が必要で、連携機関では不要です。ただし、連携機関は、実施大学の「研究開発・人材育成計画」及び「プロジェクト実施計画」の実行に際し、実施大学と組織的に連携する必要がありますので、様式2-1及び2-2では、連携機関の役割について明確になるように記載してください。 ※5/14改訂版提案書書式にて、様式2-4を追加しました。連携機関がある場合は記載してください。	2026/6/1
50	提案書	(他制度での助成等) 提案書の様式6「他制度での助成等の有無」について以下2点確認したい。 1) 対象は大学全体か、当該事業研究者・研究グループが参画しているものか。 2) 「対象事業」は例として列挙されているもののみでよいのか。	1) 様式6に記載いただく「他制度での助成等」は、実施大学(および連携機関)が"機関として応募・受入をしている事業"を対象としてください。すなわち、研究者個人ではなく大学全体として受け入れている主要な競争的資金や機関支援型事業(例: J-PEAKS等)を想定しています。 2) 「対象事業」の範囲について 様式6に例示している「対象事業」は、代表的な例を示したものであり、例示以外であっても、"機関として応募・受入をしている事業"があれば記載してください。	2026/6/1
51	提案書	(過去の他制度の助成等) 提案書様式6において、他制度での助成等の有無を記載するにあたり、過去に採択している場合は、受給として記載すべきか。	様式6「他制度での助成等の有無」には、現在受給中または受給が決定している研究課題、申請中または申請予定の研究課題のみ記載ください。なお、過去に受給した事業についても、本事業との関係説明が重要な場合は、様式2や様式3に記載ください。	2026/6/11
52	提案書	(プロジェクトタイトル) 現在の様式には、取組全体の事業名・タイトルを記載する欄・項目がないが、どのようにすれば良いか。	公募審査の段階においては、提案は実施大学名で管理いたします。取組全体の事業名・タイトルは、様式2「研究開発・人材育成計画」(及び「プロジェクト実施計画」)に適宜記載ください。	2026/6/11

53	提案書	<p>(交渉中の参画機関)</p> <p>現時点で正式な契約には至っていないが、近々参画する見込み(内定・交渉中)の企業がある場合、その拡張性(今後の発展可能性)を提案書のどこかに記載しておく必要、あるいは推奨される記載箇所はあるか。</p> <p>上記に伴い、参画を検討している企業側で、現状で具体的な数値を出すことに懸念を示されるなど、別紙「研究開発テーマ・研究課題」に、申請の段階でクロスアポイントメントの人数を参画企業ごとに記載することが難しい場合、一括りにして記載することは可能か。</p> <p>また、事業開始後にそれらの企業が新しく正式参画するとなった場合、改めて様式2等の書類を再提出する形になるのか。</p>	<p>「現時点で正式な契約には至っていないが、近々参画する見込み(内定・交渉中)の企業」がある場合、様式1の参画機関名と参画機関責任者名の横に括弧書きで、(内定)(交渉中)などを記載してください。また、その拡張性(今後の発展可能性)は、別紙「研究開発テーマ・研究開発課題」の「企業ニーズ・事業計画上の位置づけ」に記載ください。</p> <p>また、申請の段階で、クロスアポイントメントの人数を参画企業ごとに記載することが難しい場合でも、概数、見込み数であることが分かるようにして、可能な限り様式に沿って企業ごとに記載をお願いいたします。(提案書の記載内容は機密情報として非公開にて取り扱われます。)</p> <p>なお、事業開始後にそれらの企業が新しく正式参画する場合については、上記No.33と同様の扱いとなります。</p>	2026/6/11
54	提案書	<p>(様式の変更)</p> <p>様式3の8ページ以降では、公募要領の「取組①」～「取組⑤」を大項目とし、その下に具体的な実施項目・目標等を記載する構成となっているが、この様式の変更は可能か。</p> <p>もしくは、取組①における実施内容が②や③にも関係する場合、各取組での記載に取組●にも対応というように、併記しても良いか。</p>	<p>現状の様式に沿って記載ください。取組①における実施内容が②や③にも関係する場合は、各取組での記載に取組●にも対応というように、併記してかまいません。</p>	2026/6/11
55	提案書	<p>(別紙「研究開発テーマ・研究開発課題」の参加者数・クローアポ数)</p> <p>別紙「研究開発テーマ・研究開発課題」の(1)研究開発課題①-1概要の表中の「参加者数」について、企業からの派遣有無は関係なく、研究開発の参加者を記入すれば良いか。</p> <p>また、「クローアポ数」については、企業から大学へ在籍する形態で出向し、大学に常駐する場合の人数を追加して記入することは可能か。</p>	<p>別紙「研究開発テーマ・研究開発課題」の(1)研究開発課題①-1概要の表中の「参加者数」は、企業からの派遣の有無にかかわらず、当該研究開発課題に実質的に参画している人数を記載ください。また、「クローアポ数」については、出向や兼業などを除いた、クロスアポイントメント数のみを記載ください。なお、5つの取組①の「双方による雇用」には、エフォート分以上の件費を企業が負担すること及び人事制度・労務管理としてそれが担保されていることを満たせば、出向、兼業などを含みますので、クロスアポイント以外の形態がわかる行を追加して記載いただいてもかまいません。</p>	2026/6/11
56	提案書	<p>(参画機関が直接支出する研究開発の経費)</p> <p>提案書別紙に記載する「民間投資額」に関して、公募要領25頁※2外部リソースの記載のうち、「参画機関が直接支出する研究開発の経費(物品費、旅費、人件費・謝金等)」とは何を指すか。</p>	<p>「参画機関が直接支出する研究開発の経費」については、企業が本事業の研究開発課題の実施に伴い自ら直接負担する費用で、大学等への資金提供とは別です。当該課題の実施に直接必要で、企業が自ら追加的に負担する費用であり、通常業務費や共通管理費、本事業と直接関係しない支出は含めないでください。</p>	2026/6/11
57	e-Rad	<p>(申請単位)</p> <p>e-Radでの申請は、研究者IDで可能か。</p>	<p>研究者IDでは申請できません。本事業は「研究機関単位」による応募となります。提案書はプロジェクト統括が取りまとめて作成し、e-Radでの応募情報登録は提案大学のe-Rad事務代表者が行ってください。</p>	2026/6/1
58	e-Rad	<p>(民間企業の登録)</p> <p>参画機関となる民間企業のe-Rad登録は必要か。</p>	<p>実施大学、連携機関はe-Rad登録が必要ですが、参画機関は民間企業も含め不要です。ただし、「個別項目」で参画機関名は入力いただきます。</p>	2026/6/1
59	e-Rad	<p>(アップロードするファイル容量)</p> <p>e-Rad申請時にアップロードするファイルの容量に制限はあるか。</p>	<p>公募要領5.2にあるとおり、アップロードできる提案書様式は最大容量30MBです。</p>	2026/6/11
60	審査	<p>(面接審査の概要)</p> <p>面接審査について、決まっていることを教えてください。</p>	<p>現状では以下のとおりとなっています(2026/6/1時点)。詳細は面接対象となった提案大学(実施大学)にJST事務局よりご連絡します。なお、面接日時の調整は基本的にいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日程：令和8年8月19日(水)、20日(木)、27日(木) 終日(予定) ・開催形式：オンライン ・必須出席者：プロジェクト統括、連携プロジェクト統括 <p>※同席者については、実施大学の判断で選任ください。また、仮に同席していない方に対する質問があった場合は、実施大学が責任をもって回答いただくか、あるいは後日回答をお願いすることを想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価者：本事業の以下のWebページの「事業運営委員会」のメンバーをご参照ください。 <p>https://www.jst.go.jp/program/insight/about.html</p>	2026/6/1

61	審査	(採択時の公開情報) 採択時には、どのような情報をJSTで公開しますか。	採択時には、プロジェクト名、実施大学名、プロジェクト統括氏名・役職、連携機関名、連携プロジェクト統括氏名・役職、参画機関名、プロジェクト概要について、JSTのホームページで公開する予定です。	2026/6/1
----	----	---	---	----------